

議案第 83 号

伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 25 年 6 月 17 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給料その他の給与を減ずる措置を講ずるため、伊賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 59 号。以下「職員給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給与の額の特例)

第 2 条 特例期間における職員給与条例第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「当該職員」という。）の給料月額は、職員給与条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	1 級から 3 級まで	1 0 0 分の 3 . 5
	4 級	1 0 0 分の 5 . 5
	5 級	1 0 0 分の 6 . 5
	6 級	1 0 0 分の 8 . 5
	7 級	1 0 0 分の 9 . 5

教育職給料表	1 級から 3 級まで	1 0 0 分の 6 . 5
--------	-------------	----------------

2 特例期間において、職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給については、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

(1) 管理職手当の月額 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 5 を乗じて得た額

(2) 地域手当の月額 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 5 を乗じて得た額

(3) 職員給与条例第 20 条第 1 項から第 4 項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 職員給与条例第 20 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

イ 職員給与条例第 20 条第 2 項及び第 3 項 前項及び前号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 職員給与条例第 20 条第 4 項 前項及び前号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間における職員給与条例第 11 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与条例第 15 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、当該額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

4 特例期間における職員給与条例第 12 条から第 14 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与条例第 15 条の規定により算出した額とし、当該職員の支給減額率を適用しないものとする。

(部分休業をしている職員の給与の額の特例)

第 3 条 特例期間における伊賀市職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 47 号) 第 23 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 15 条」とあるのは、「伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例(平成 25 年伊賀市条例第 号) 第 2 条第 3 項」とする。

(介護休暇をしている職員の給与の額の特例)

第 4 条 特例期間における伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 46 号) 第 16 条第 3 項の規定の適用については、同条中「同条例第 15 条」とある

のは、「伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年伊賀市条例第 号）第2条第3項」とする。

（修学部分休業をしている職員の給与の額の特例）

第5条 特例期間における伊賀市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年伊賀市条例第54号）第3条の規定の適用については、同条中「給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）」とあるのは、「給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含み、伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年伊賀市条例第 号）第2条第1項に規定する当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額）」とする。

（端数計算）

第6条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。